

日本原子力発電株式会社および関西電力株式会社のアクシデント  
マネジメント整備報告書ならびにアクシデントマネジメント整備  
有効性評価報告書の提出について

1. 日本原子力発電株式会社および関西電力株式会社は、本日、経済産業省原子力安全・保安院に対し、「アクシデントマネジメント整備報告書」および「アクシデントマネジメント整備有効性評価報告書」を提出した。
  
1. アクシデントマネジメントの整備については、平成4年7月に通商産業省が、各電気事業者に要請しており、これを受けて各電気事業者は、平成6年3月に「アクシデントマネジメント検討報告書」を通商産業省に提出し、これに基づき、設備面の充実を図るほか、手順書類、事故時の対応体制、教育等の整備を行ってきた。今回、国内の全原子力発電所において、その整備が完了したため、発電所毎の整備内容ならびに有効性の定量的な評価について報告書に取りまとめ提出されたものである。
  
1. 原子力安全・保安院は、今後、報告書の内容について精査し、評価結果を報告書として取りまとめ公表するとしている。
  
1. 県は、本日、日本原子力発電株式会社および関西電力株式会社から同報告書の提出を受けた。県としてはアクシデントマネジメントの整備状況について、これまで事業者から適宜報告を受け確認を行ってきたところであるが、今後、国の評価結果を確認するとともに、事業者における従業員教育等の取組みについて確認していきたい。
  
1. また、国および事業者がアクシデントマネジメント整備やその有効性について、今後とも積極的な情報公開を行い、原子力の安全性についての理解活動に努めることが必要であると考えている。

(参考)

### アクシデントマネジメント整備の経緯

- 平成4年5月28日 : 原子力安全委員会は、わが国の原子力発電所は十分な安全性を有しているとしたうえで、一層の安全性向上のためアクシデントマネジメントの整備を奨励。
- 平成4年7月28日 : 通商産業省（当時）は、電気事業者に対しアクシデントマネジメントの整備を要請。
- 平成6年3月31日 : 電気事業者は、アクシデントマネジメントの整備方針を取りまとめ通商産業省（当時）に報告。
- 平成6年10月24日 : 通商産業省（当時）は、電気事業者報告書の技術的妥当性を検討し、検討結果を原子力安全委員会に報告。
- 平成6年11月24日 : 原子力安全委員会が設置した原子炉安全総合検討会は、通商産業省報告書の検討を開始。
- 平成7年11月30日 : 原子炉安全総合検討会は、通商産業省報告書の検討結果を原子力安全委員会に報告。
- 平成14年5月29日 : 電気事業者は、経済産業省原子力安全・保安院に「アクシデントマネジメント整備報告書」および「アクシデントマネジメント整備有効性評価報告書」を提出。

### アクシデントマネジメント

設計基準事象を超え、炉心が大きく損傷するおそれがある事態が万一発生したとしても、現在の設計に含まれる安全余裕や安全設計上想定した本来の機能以外にも期待しうる機能、またはそうした事態に備えて新規に設置した機器等を有効に活用することによって、事態が炉心損傷に拡大するのを防止するためとられる措置、もしくは炉心損傷に拡大した場合にもその影響を緩和するためにとられる措置のこと。